



阪神水道企業団公報

令和7年4月15日(火)
第390号

毎月15日発行

目 次

◇条 例◇

- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 阪神水道企業団入札監視委員会条例
- 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
- 特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇規 則◇

- 阪神水道企業団入札監視委員会条例施行規則
- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
- 阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

◇訓 令◇

- 失業者の退職手当金支給取扱規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

- 通勤手当支給規程の一部を改正する規程
- 阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程
- 阪神水道企業団契約規程及び阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

◇告 示◇

- 令和6年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
- 令和7年度阪神水道企業団水道事業会計予算

◇条 例◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団条例第2号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
(阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号に該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号に該当する扶養親族については1人につき6,500円とし、同項第2号に該当する扶養親族については、1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p><u>第7条の2 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号</u></p>

のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その

<p>(住居手当)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第9条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの</p> <p>2 省略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配</u></p>	<p><u>事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から扶養手当の支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第9条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの</p> <p>2 省略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が定める職員には、前2項の規定に準じて、</p>
---	---

偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 省略

(管理職員特別勤務手当)

第17条の3 第10条の2に規定する企業長が定める職にある職員のうち規則で定めるものが臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により規程第2条第2項に規定する勤務を要しない日又は規程第5条第2項に規定する休日(次項において「勤務を要しない日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給することができる。

2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給することができる。

3及び4 省略

(期末手当及び勤勉手当の支給制限)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する職員には、前2条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手

単身赴任手当を支給する。

4 省略

(管理職員特別勤務手当)

第17条の3 第10条の2に規定する企業長が定める職にある職員のうち規則で定めるものが臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により規程第2条第2項に規定する勤務を要しない日又は規程第5条第2項に規定する休日(次項において「勤務を要しない日等」という。)に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給することができる。

2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午後0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給することができる。

3及び4 省略

当及び勤勉手当（第4号又は第5号に掲げる者にあつては、次条第1項又は第2項の規定による支給の一時差止め（以下「一時差止処分」という。）の対象となつた期末手当及び勤勉手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による免職の処分（以下「懲戒免職処分」という。）を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至つた職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者

(4) 次条第1項の規定による支給の一時差止めを受けた者（当該一時差止めを取り消された者を除く。）で、当該一時差止めの対象となつた期末手当及び勤勉手当に係る支給日の前日までの行為に関し懲戒免職処分を受けた者

(5) 一時差止処分を受けた者（当該一時差止処分を取り消された者を除く。）で、刑事事件（次条第2項の規定による支給の一時差止めを受けた者にあつては、その在職期間中の行為に係るものに限る。同条第5項（第1号及び第2号を除く。）において同じ。）に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者

（期末手当及び勤勉手当の一時差止処

分)

第20条の3 企業長は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされている職員(当該支給日の前日までに離職した者を除く。)について、次のいずれかに該当する場合は、当該支給日に係る期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下この条において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 企業長は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものについて次のいずれかに該当する場合は、当該支給日に係る期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その

者が起訴をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

3 一時差止処分を行う場合は、書面によりその旨を当該一時差止処分を受けべき者に通知するとともに、当該一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした企業長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 企業長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一

<p><u>時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合で、当該刑事事件に係る判決が確定した日から起算して3月を経過したとき。</u></p> <p>(2) <u>一時差止処分を受けた者について当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合で、当該処分があつた日から起算して3月を経過したとき。</u></p> <p>(3) <u>一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分の対象となつた期末手当及び勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合</u></p> <p>6 <u>前項の規定は、企業長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第23条 第4条、第7条、第9条の2及び第17条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2及び3 省略</p> <p>別表 (別紙1のとおり)</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第23条 第4条、第7条、<u>第8条の2</u>、第9条の2及び第17条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2及び3 省略</p> <p>別表 (別紙2のとおり)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 別表を別紙2に記載する別表から別紙1に記載する別表に改める。</p>	

(阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(2) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(4) 重度心身障害者</p> <p>(住居手当)</p> <p>第5条の3 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第6条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第6条の2 省略</p> <p>2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他企業長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>(住居手当)</p> <p>第5条の3 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第6条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第6条の2 省略</p> <p>2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上企業長が必要があると認める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>

前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上企業長が必要があると認める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職員特別勤務手当は、企業長が指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程(昭和25年訓令第99号。以下「規程」という。)第2条第2項に規定する勤務を要しない日又は規程第5条第2項に規定する休日(次項において「勤務を要しない日等」という。)に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

(期末手当及び勤勉手当の支給制限)

第13条の2 次条第2項各号のいずれかに該当する者その他企業長が定める者には、前2条の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第17条 第5条、第6条の2、第11条及び第14条の規定は、法第22条の4第1項の

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職員特別勤務手当は、企業長が指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程(昭和25年訓令第99号。以下「規程」という。)第2条第2項に規定する勤務を要しない日又は規程第5条第2項に規定する休日(次項において「勤務を要しない日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第17条 第5条、第5条の3、第6条の2、第11条及び第14条の規定は、法第22

規定により採用された職員には適用しない。

2 及び 3 省略

条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 及び 3 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条中別表の改正規定は令和6年4月1日から適用する。ただし、第1条中第7条、第8条の2、第9条の2、第17条の3及び第23条並びに第2条中第5条、第5条の3、第6条の2、第11条の2及び第17条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 令和6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 5 職員が改正前の条例に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

- 6 令和8年3月31日までの間における扶養手当の支給については、この条例による改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第7条及び改正後の阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定にかかわらず、改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第7条及び改正前の阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条に基づく扶養親族に対して、扶養手当を支給す

る。なお、扶養手当の月額は、改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第7条第2項第1号に該当する扶養親族については1人につき3,000円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき11,500円、第3号から第6号に該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 7 令和7年5月31日までの間における改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第20条の2第3号及び第5号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(改正案)

別紙1

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	166,100	177,800	224,800	256,900	270,600	311,200	371,800
	2	166,900	178,500	226,100	258,200	272,300	312,900	374,700
	3	167,700	179,200	227,300	259,600	274,000	314,600	377,500
	4	168,500	179,900	228,500	260,900	275,900	316,400	380,300
	5	169,300	180,700	229,700	262,100	277,500	318,000	383,200
	6	170,100	181,600	231,100	263,300	279,500	319,900	385,800
	7	170,900	182,500	232,500	264,400	281,300	321,800	388,300
	8	171,700	183,400	234,000	265,500	283,400	323,700	390,900
	9	172,500	184,300	235,400	266,500	285,400	325,700	393,400
	10	173,300	185,600	236,800	267,700	287,200	327,800	396,100
	11	174,200	186,800	238,300	268,900	289,000	329,800	398,800
	12	175,100	188,100	239,700	270,100	290,800	331,800	401,700
	13	176,000	189,400	241,100	271,200	292,600	333,900	404,400
	14	177,000	191,400	242,600	272,800	294,300	336,200	407,200
	15	178,000	193,300	244,000	274,400	295,900	338,500	410,000
	16	179,000	195,400	245,500	276,000	297,600	340,900	412,800
	17	179,900	197,400	247,000	277,700	299,400	343,300	415,600
	18	181,000	199,600	248,200	279,600	301,000	345,600	418,200
	19	182,100	201,800	249,400	281,600	302,600	348,000	420,800
	20	183,200	203,900	250,700	283,600	304,200	350,400	423,400
	21	184,300	206,300	251,800	285,600	305,800	352,700	426,000
	22	186,500	208,300	253,200	287,400	307,200	355,100	428,600
	23	188,700	210,300	254,600	289,200	308,600	357,600	431,300
	24	191,000	212,200	256,100	291,000	310,200	360,000	434,000
	25	193,500	214,100	257,500	292,700	311,700	362,400	436,700
	26	195,900	215,400	258,700	294,400	313,500	365,000	439,500
	27	198,400	216,800	260,000	296,100	315,300	367,600	442,300
	28	200,800	218,100	261,200	297,900	317,200	370,200	445,100
	29	203,200	219,400	262,400	299,500	319,100	372,800	447,900
	30	205,000	220,600	263,700	301,100	320,800	375,500	450,200
	31	206,900	221,900	264,900	302,700	322,500	378,100	452,500
	32	208,800	223,300	266,100	304,300	324,300	380,800	454,800
	33	210,600	224,600	267,300	305,900	326,100	383,400	457,100
34	212,200	225,800	268,400	307,400	328,100	385,900	459,200	

35	213,800	227,000	269,500	308,900	330,100	388,400	461,400
36	215,300	228,100	270,600	310,400	332,100	391,000	463,600
37	216,800	229,200	271,700	311,800	334,100	393,500	465,800
38	217,900	230,500	273,200	313,600	336,400	395,400	467,400
39	219,000	231,700	274,700	315,400	338,700	397,300	469,000
40	220,100	233,000	276,300	317,300	341,000	399,200	470,600
41	221,100	234,300	277,900	319,200	343,400	401,200	472,200
42	222,000	235,600	279,900	320,900	345,000	403,000	473,800
43	222,900	236,900	281,900	322,600	346,500	404,800	475,400
44	223,700	238,300	283,800	324,400	348,100	406,500	477,100
45	224,600	239,600	285,800	326,200	349,600	408,200	478,800
46	225,000	240,500	287,000	327,400	350,800	409,800	480,400
47	225,400	241,400	288,200	328,600	352,200	411,400	481,900
48	225,900	242,400	289,300	329,800	353,500	413,000	483,400
49	226,300	243,200	290,500	331,100	354,800	414,500	484,900
50	226,800	244,200	291,700	332,300	356,700	415,500	486,100
51	227,300	245,200	292,900	333,500	358,600	416,500	487,300
52	227,900	246,300	294,100	334,700	360,500	417,500	488,400
53	228,500	247,400	295,400	336,000	362,500	418,500	489,600
54	229,100	248,600	296,600	337,800	363,700	419,400	490,700
55	229,600	249,800	297,800	339,700	364,800	420,300	491,800
56	230,200	251,000	299,000	341,600	365,900	421,200	492,900
57	230,800	252,100	300,200	343,500	367,100	422,200	493,900
58	231,200	253,500	301,600	345,100	368,200	423,100	494,800
59	231,800	254,900	303,100	346,600	369,300	424,000	495,700
60	232,200	256,300	304,600	348,200	370,400	424,800	496,700
61	232,600	257,700	306,200	349,700	371,500	425,600	497,600
62		258,900	307,700	351,300	372,500	426,400	498,400
63		260,100	309,200	353,000	373,500	427,300	499,300
64		261,300	310,700	354,700	374,500	428,200	500,100
65		262,500	312,100	356,400	375,400	429,100	500,900
66		263,400	314,000	357,900	376,300	429,900	501,800
67		264,200	315,800	359,500	377,300	430,800	502,600
68		264,900	317,600	361,100	378,200	431,700	503,400
69		265,600	319,500	362,600	379,100	432,600	504,300
70		266,100	321,200	363,800	379,900	433,500	505,100
71		266,600	322,900	365,000	380,800	434,400	505,800

72	267,000	324,600	366,100	381,600	435,300	506,600
73	267,500	326,300	367,200	382,400	436,100	507,400
74	268,600	327,600	367,800	383,000	437,000	508,100
75	269,700	328,800	368,500	383,500	437,900	508,900
76	270,700	330,000	369,100	384,100	438,800	509,600
77	271,800	331,200	369,800	384,700	439,600	510,300
78	272,500	331,800	370,500	385,400	440,400	511,000
79	273,200	332,400	371,200	386,100	441,300	511,700
80	274,000	333,000	371,900	386,900	442,200	512,400
81	274,600	333,600	372,600	387,600	443,000	513,000
82	275,500	333,900	373,300	388,500	443,900	
83	276,400	334,200	374,000	389,400	444,800	
84	277,300	334,600	374,600	390,300	445,700	
85	278,100	334,900	375,300	391,200	446,600	
86	278,800	335,200	376,000	392,000	447,400	
87	279,500	335,600	376,700	392,800	448,300	
88	280,200	335,900	377,400	393,700	449,100	
89	280,900	336,200	377,900	394,500	449,900	
90	282,100	336,500	378,500	395,300	450,800	
91	283,300	336,900	379,000	396,100	451,700	
92	284,600	337,200	379,600	397,000	452,500	
93	285,900	337,500	380,200	397,800	453,300	
94			380,900	398,600	454,200	
95			381,400	399,400	455,100	
96			381,900	400,200	455,900	
97			382,400	401,000	456,700	
98			382,900	401,500	457,500	
99			383,400	402,000	458,300	
100			384,100	402,400	459,000	
101			384,800	402,800	459,800	
102			385,200	403,300	460,600	
103			385,600	403,700	461,400	
104			386,000	404,200	462,100	
105			386,400	404,600	462,800	
106			386,700	405,100	463,500	
107			387,000	405,600		
108			387,300	406,100		
109			387,600	406,500		

	110				388,000	406,900		
	111				388,400	407,400		
	112				388,800	407,900		
	113				389,200	408,300		
	114				389,600	408,800		
	115				390,000	409,200		
	116				390,400	409,700		
	117				390,700	410,200		
	118				391,000	410,700		
	119				391,300	411,100		
	120				391,600	411,600		
	121				391,900	412,000		
	122				392,200	412,500		
	123				392,500	413,000		
	124				392,800	413,500		
	125				393,100	413,900		
	126				393,400	414,400		
	127				393,700	414,900		
	128				394,000	415,300		
	129				394,300	415,800		
	130				394,600			
	131				394,900			
	132				395,200			
	133				395,500			
	134				395,800			
	135				396,100			
	136				396,400			
	137				396,700			
	138				397,000			
	139				397,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		154,200	191,000	254,600	279,900	290,600	327,700	394,700

別表(現行)		別紙2						
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	146,100	157,800	203,200	237,900	256,000	298,100	366,900
	2	146,900	158,500	204,800	239,300	257,700	300,200	369,900
	3	147,700	159,200	206,400	240,800	259,400	302,300	372,900
	4	148,500	159,900	207,900	242,200	261,300	304,600	375,600
	5	149,100	160,700	209,200	243,500	262,900	306,700	378,700
	6	149,900	161,600	210,900	245,200	264,900	308,600	381,900
	7	150,700	162,500	212,500	246,900	266,700	310,800	384,900
	8	151,500	163,400	213,800	248,200	268,800	313,300	388,000
	9	152,300	164,300	215,200	249,900	270,800	315,700	389,000
	10	153,200	165,400	216,900	251,700	272,900	318,000	392,500
	11	154,100	166,500	218,600	253,200	274,800	320,400	395,200
	12	155,000	167,500	220,300	254,700	276,300	322,600	398,200
	13	156,300	168,500	221,600	256,200	278,000	325,100	400,000
	14	157,200	170,000	223,200	257,900	280,000	327,900	403,200
	15	158,100	171,500	224,600	259,400	282,300	330,700	405,800
	16	159,000	173,000	226,100	261,000	284,200	333,300	409,000
	17	159,700	174,300	227,800	263,300	286,300	336,100	411,500
	18	160,900	175,900	229,200	265,000	288,500	338,900	414,300
	19	162,100	177,500	230,500	266,900	290,600	341,600	416,800
	20	163,300	179,100	232,000	268,700	292,700	344,300	419,600
	21	164,300	184,100	233,400	271,000	294,600	347,000	421,900
	22	165,700	185,800	235,200	272,800	295,800	350,000	425,100
	23	167,100	187,500	236,900	274,800	298,200	352,800	427,400
	24	168,500	189,300	238,700	276,800	300,100	355,700	430,400
	25	173,500	190,600	241,000	279,300	302,100	358,100	432,600
	26	175,100	192,000	242,500	281,100	304,200	360,800	435,700
	27	176,800	193,800	244,200	282,900	306,200	363,400	438,500
	28	178,500	195,200	246,100	284,900	308,400	366,200	441,100
	29	180,300	196,400	247,800	286,600	310,400	368,600	443,800
	30	182,000	198,300	249,600	288,200	312,500	371,400	446,400
	31	183,700	200,000	251,000	289,800	314,800	373,900	448,300
	32	185,400	201,700	252,400	291,500	317,100	376,600	451,000
	33	187,100	203,200	253,800	294,700	318,700	379,200	453,000
	34	188,700	204,600	255,000	296,500	321,100	381,800	455,400

35	190,000	205,900	256,300	298,400	323,400	384,200	457,500
36	191,700	207,300	257,900	300,300	325,700	386,900	459,700
37	192,900	208,700	259,300	302,200	327,700	389,100	461,700
38	194,200	210,300	260,700	304,200	330,100	391,100	463,600
39	195,900	211,800	262,300	306,300	332,400	393,000	465,100
40	197,200	213,300	263,900	308,400	334,700	395,300	466,700
41	198,900	214,900	265,500	310,500	336,900	397,300	468,100
42	200,000	216,600	267,200	312,600	339,200	399,100	469,600
43	200,900	218,000	268,900	314,700	341,300	401,100	471,000
44	202,100	219,600	270,700	316,800	343,500	402,900	472,900
45	203,100	221,100	272,600	318,800	345,500	404,300	474,700
46	203,800	222,500	274,200	320,300	347,200	405,900	476,200
47	204,200	223,600	275,800	321,800	349,000	407,400	477,700
48	205,000	225,100	277,400	323,400	350,900	409,000	479,300
49	205,200	226,300	279,000	325,000	352,200	410,600	480,800
50	205,900	227,900	280,500	326,500	353,700	411,200	482,000
51	206,600	229,200	282,000	328,200	355,200	412,400	483,300
52	207,000	230,600	283,500	329,700	356,700	413,500	484,500
53	207,700	232,200	285,000	331,100	358,200	414,600	485,500
54	208,300	233,600	286,500	332,700	359,400	415,400	486,700
55	209,000	234,800	288,000	334,200	360,600	416,300	487,800
56	209,700	235,800	289,500	335,700	361,800	417,400	488,900
57	210,500	236,900	291,000	337,200	363,100	418,300	489,800
58	211,000	238,100	292,500	339,200	364,300	419,000	490,800
59	211,700	239,300	293,700	341,300	365,300	420,000	491,600
60	212,200	240,800	295,500	343,400	366,400	421,000	492,600
61	212,600	242,300	297,400	345,600	367,500	421,700	493,500
62		243,800	299,500	347,300	368,500	422,500	494,300
63		245,300	301,400	349,000	369,600	423,500	495,200
64		246,700	303,400	350,700	370,500	424,400	496,100
65		247,900	305,600	352,300	371,500	425,200	496,800
66		248,800	307,900	353,800	372,500	426,000	497,700
67		249,800	310,300	355,300	373,500	427,000	498,600
68		250,800	312,700	356,800	374,500	427,900	499,300
69		251,800	314,600	358,300	375,300	428,700	500,200
70		252,800	316,100	359,500	376,200	429,600	501,000
71		253,800	317,500	360,700	377,100	430,600	501,700

72	254,700	318,800	361,900	377,700	431,500	502,500
73	255,600	320,000	363,200	378,600	432,200	503,300
74	256,600	321,300	364,000	378,900	433,100	504,000
75	257,600	322,600	364,700	379,500	434,000	504,800
76	258,500	323,900	365,300	380,100	434,900	505,600
77	259,400	325,100	366,000	380,400	435,700	506,200
78	260,400	325,800	366,700	381,300	436,500	506,900
79	261,400	326,500	367,400	382,300	437,400	507,600
80	262,400	327,300	368,100	383,200	438,300	508,300
81	263,300	327,600	368,800	383,800	439,100	508,900
82	264,100	328,400	369,500	384,700	440,000	
83	264,900	329,200	370,200	385,600	440,900	
84	265,700	330,000	370,800	386,600	441,700	
85	266,500	330,800	371,500	387,400	442,700	
86	267,300	331,600	372,200	388,200	443,500	
87	268,100	332,300	372,900	389,000	444,400	
88	268,900	333,100	373,600	389,900	445,200	
89	269,700	333,800	374,100	390,700	446,000	
90	270,500	334,400	374,700	391,500	446,900	
91	271,300	335,000	375,200	392,300	447,800	
92	272,000	335,600	375,800	393,200	448,600	
93	272,700	336,000	376,400	394,000	449,400	
94			377,100	394,900	450,300	
95			377,600	395,800	451,200	
96			378,100	396,500	452,000	
97			378,600	397,200	452,800	
98			379,100	397,700	453,600	
99			379,600	398,200	454,400	
100			380,100	398,700	455,100	
101			380,600	399,000	455,900	
102			381,000	399,500	456,700	
103			381,400	399,900	457,500	
104			381,800	400,400	458,200	
105			382,200	400,800	458,900	
106			382,600	401,300	459,600	
107			383,000	401,800		
108			383,400	402,300		
109			383,800	402,700		

	110				384,200	403,100		
	111				384,600	403,600		
	112				385,000	404,100		
	113				385,400	404,500		
	114				385,800	405,000		
	115				386,200	405,400		
	116				386,600	405,900		
	117				386,900	406,400		
	118				387,200	406,900		
	119				387,500	407,300		
	120				387,800	407,800		
	121				388,100	408,200		
	122				388,400	408,700		
	123				388,700	409,200		
	124				389,000	409,700		
	125				389,300	410,100		
	126				389,600	410,600		
	127				389,900	411,100		
	128				390,200	411,500		
	129				390,500	412,000		
	130				390,800			
	131				391,100			
	132				391,400			
	133				391,700			
	134				392,000			
	135				392,300			
	136				392,600			
	137				392,900			
	138				393,200			
	139				393,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		150,900	187,700	251,300	276,100	286,500	323,500	390,300

阪神水道企業団入札監視委員会条例をここに公布する。

令和7年3月25日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団条例第3号

阪神水道企業団入札監視委員会条例

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、阪神水道企業団の入札及び契約手続における透明性の向上及び公正性の確保を図るため、企業長の附属機関として、阪神水道企業団入札監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、入札及び契約手続の運用状況等に関する事項について審議し、企業長に意見の具申又は勧告を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他企業長が適当と認める者のうちから企業長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

阪神水道企業団条例第4号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する<u>技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下この号及び第4条第2号及び第4号において「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下この号及び第4条第2号及び第4号において「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、5</p>

<p>職大学前期課程にあつては、修了した後)、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(7) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(8) <u>第1号又は第2号に規定する学校において、それぞれ当該各号に規定する課程又は学科目を修得して卒業した者であつて、学校教育法に基づ</u></p>	<p>年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第1号又は第2号に規定する学校において、それぞれ当該各号に規定する課程又は学科目を修得して卒業した者であつて、学校教育法に基づ</u></p>
--	---

く大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者については2年以上、第2号の卒業者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者については1年以上、第2号の卒業者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の

く大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者については1年以上、第2号の卒業者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

<p>を有する者</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び<u>第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程並びにこれらに相当する課程以外の課程</u>を修めて卒業した(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条<u>第5号</u>に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>課程又は前号に規定する課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程</u>を修了した者</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に</u></p>	<p>(3) 省略</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び<u>第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条<u>第4号</u>に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目又は前号に規定する学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程</u>を修了した者</p>
--	---

係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

阪神水道企業団

企業長 吉田 延雄

阪神水道企業団条例第5号

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例(昭和27年条例第53号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 省略</p> <p>3 <u>令和7年4月1日から同年5月31日までの間に限り、第2条の規定の適用については、「795,000円」とあるのは「795,000円に100分の90を乗じて得た金額」と、「680,000円」とあるのは「680,000円に100分の90を乗じて得た金額」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 省略</p> <p>3 <u>削除</u></p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◇規 則◇

阪神水道企業団入札監視委員会条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月25日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団規則第3号

阪神水道企業団入札監視委員会条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、阪神水道企業団入札監視委員会条例（令和7年条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、阪神水道企業団入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員会の事務）

第2条 条例第2条に規定する入札及び契約手続の運用状況等に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 阪神水道企業団が発注した建設工事、業務委託及び物品購入（以下次号及び第4条において「工事等」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 工事等のうち、委員会が抽出したものに関し、次に掲げる事項について審議を行うこと。
 - ア 一般競争入札に係る入札参加資格の設定理由及び落札者決定の経緯等
 - イ 指名競争入札に係る指名の理由及び落札者決定の経緯等
 - ウ 随意契約により契約を締結した理由及び契約相手方決定の経緯等
- (3) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札及び契約に係る手続並びに指名停止等の措置に関する再苦情（苦情の申立てに対する回答に不服がある者が再度申し立てる苦情をいう。以下第6条において同じ。）に関する審議を行うこと。

(4) 入札・契約事務への不当な要求及び圧力を排除し、公正な職務執行を確保するための調査及び審査を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正を確保するために必要な事項について、調査及び審議を行うこと。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

5 第2条第1号及び第2号に掲げる事務に係る会議は、原則として1月及び7月に開くものとし、入札及び契約の手続等の報告の対象期間は、次のとおりとする。

(1) 1月にあつては、開催月の属する年度の上半期（4月から9月まで）

(2) 7月にあつては、開催月の属する年度の前年度の下半期（10月から3月まで）

6 第2条第3号及び第4号に掲げる事務に係る会議は、必要に応じて開催する。

7 会議は非公開とし、会議の議事概要はこれを公表する。

(入札及び契約の手続等の報告)

第4条 第2条第1号の規定による報告は、予定価格が250万円を超えないものを除く同号に規定する工事等に関する入札及び契約の手続のほか、指名停止の措置状況及び談合情報への対応状況について行うものとする。この場合において、入札及び契約の手続に関する報告は、入札方式別発注総括表（様式第1号）及び入札方式別発注一覧表（様式第2号）を、指名停止の措置状況に関する報告は、指名停止措置一覧表（様式第3号）を、談合情報への対応状況に関する報告は、談合情報への対応状況一覧表（様式第4号）をそれぞれ提出することにより行うものとする。

(意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、第2条第1号又は第2号に掲げる事務に関し、入札及び契約の手続等の報告の内容又は審議した工事及び委託等について不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、企業長に対して意見の具申又は勧告を行うものとする。

2 委員会は、前項の規定による意見の具申又は勧告を行うに当たり必要があると認めたときは、関係する職員の出席を求め、説明及び資料の提供を求めることができる。

3 委員会は第1項の規定により意見の具申又は勧告を行った場合、これを公表する。

(再苦情処理)

第6条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、企業長から再苦情の申立てに関する審議の依頼があったときは、審議を行う。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、事情聴取を行うことができる。

3 委員会は、第1項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を企業長に報告するとともに、これを公表する。

4 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね60日（阪神水道企業団の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第1条第1項に規定する休日を含む。）以内に行うものとする。

(不当な要求及び圧力の排除)

第7条 委員会は、第2条第4号の事務に関し、企業長から不当な要求及び圧力についての通知又は要望等の報告を受けたときは、その内容について審査を行う。

2 委員会は、前項の審査を終えたときは、その結果を企業長に報告する。この場合において、必要と認めるときは、意見書を作成する。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号、第3号又は第4号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、企業長が招集する。

様式第1号（第4条関係）

入札方式別発注総括表

期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

項目	一般競争入札			指名競争入札			随意契約			合計	
	件数	契約金額	平均落札率	件数	契約金額	平均落札率	件数	契約金額	平均落札率	件数	契約金額
工事請負契約											
業務委託契約											
計											

様式第2号（第4条関係）

入札方式別発注一覧表

期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

入札方式：総合評価一般競争入札

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（円）	請負業者	落札率（％）	工事担当課	備考

入札方式：一般競争入札

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（円）	請負業者	落札率（％）	工事担当課	備考

入札方式：指名競争入札

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（円）	請負業者	落札率（％）	工事担当課	備考

入札方式：随意契約

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（円）	請負業者	落札率（％）	工事担当課	備考

様式第3号（第4条関係）

指名停止措置一覧表

期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

番号	措置年月日	商号又は名称	所在地	指名停止の期間	指名停止理由	適用条項
				年 月 日～ 年 月 日（ か月）		
				年 月 日～ 年 月 日（ か月）		
				年 月 日～ 年 月 日（ か月）		
				年 月 日～ 年 月 日（ か月）		
				年 月 日～ 年 月 日（ か月）		
				年 月 日～ 年 月 日（ か月）		
				年 月 日～ 年 月 日（ か月）		
				年 月 日～ 年 月 日（ か月）		
				年 月 日～ 年 月 日（ か月）		

様式第4号（第4条関係）

談合情報への対応状況一覧表

期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

工事の内容	談合情報の内容	処理結果	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名 ・ 工事概要 ・ 予定価格 ・ 最低制限価格 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 談合情報を受けた日 ・ 情報提供者 ・ 落札予定者 ・ 落札予定額 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の概要（方法及び調査結果等） 	

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団規則第4号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条の2 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（条例第7条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の</u></p>	

経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から扶養手当の支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

<p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>第6条 前条第1項に規定する届出は、出退勤管理システム（職員の勤務状況に係る管理を電子情報処理機器によつて処理する情報処理システムをいう。）に必要事項を入力することにより行うものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>第6条 条例第7条の2第1項に規定する届出は、出退勤管理システム（職員の勤務状況に係る管理を電子情報処理機器によつて処理する情報処理システムをいう。）に必要事項を入力することにより行うものとする。</p> <p>2 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	
<p>附 則</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>	
<p>阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和7年3月28日</p> <p style="text-align: right;">阪神水道企業団 企業長 吉 田 延 雄</p> <p>阪神水道企業団規則第5号</p> <p>阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（昭和40年規則第1号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>

<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)及び(6) 省略</p> <p>12及び13 省略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)及び(6) 省略</p> <p>12及び13 省略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として企業長が別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「</p> <p>ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として企業長が別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、企業長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(イに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">手当を支給したものとみなされる日数 に相当する日数</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和4年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として企業長が別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「</p> <p>ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として企業長が別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、企業長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(イに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p>
---	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

◇訓 令◇

訓令第1号

庁中一般
各 所

失業者の退職手当金支給取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

失業者の退職手当金支給取扱規程の一部を改正する規程

失業者の退職手当金支給取扱規程（昭和58年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第18条 受給資格者又は規則第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号</u>に該当す</p>	<p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第18条 受給資格者又は規則第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イ</u>に該当する者に<u>係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手</p>

る者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、規則第10条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。第4条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 省略

当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、規則第10条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。第4条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第1号

通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

通勤手当支給規程の一部を改正する規程

通勤手当支給規程（昭和44年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（通勤手当の月額）</p> <p>第3条の2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が<u>150,000円</u>を超えるときは、<u>150,000円</u>とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p style="text-align: center;">（通勤手当の月額）</p> <p>第3条の2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が<u>55,000円</u>を超えるときは、<u>55,000円</u>とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第2号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(部、課等の設置)</p> <p>第1条 企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。</p> <p>総務部 省略</p> <p>技術部</p> <p>浄水計画課 省略</p> <p>施設管理課 省略</p> <p>工務課</p> <p>整備第1係</p> <p>整備第2係</p> <p>管路維持係</p> <p><u>工事係</u></p> <p>浄水管理事務所</p> <p><u>浄水課</u></p> <p><u>施設課</u></p> <p>送水センター 省略</p> <p>水質試験所 省略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第7条 部、課等においては、次の事務を分掌する。</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p>総務係</p> <p>(1)～(19) 省略</p> <p>(20) <u>内部統制及びコンプライアンス推進</u>に関すること。</p> <p>(21) 省略</p> <p>職員係 省略</p> <p>契約係</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>入札監視委員会に関すること。</u></p> <p>経営企画課</p> <p>経営管理係</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>(部、課等の設置)</p> <p>第1条 企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。</p> <p>総務部 省略</p> <p>技術部</p> <p>浄水計画課 省略</p> <p>施設管理課 省略</p> <p>工務課</p> <p>整備第1係</p> <p>整備第2係</p> <p>管路維持係</p> <p>浄水管理事務所</p> <p>送水センター 省略</p> <p>水質試験所 省略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第7条 部、課等においては、次の事務を分掌する。</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p>総務係</p> <p>(1)～(19) 省略</p> <p>(20) 内部統制に関すること。</p> <p>(21) 省略</p> <p>職員係 省略</p> <p>契約係</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>経営企画課</p> <p>経営管理係</p> <p>(1)～(3) 省略</p>
---	---

<p>(4) <u>資金計画に関すること。</u></p> <p>(5) <u>企業債、補助金、借入金等による資金調達に関すること。</u></p> <p>(6) <u>長期貸付金、基金及び出資による権利に関すること。</u></p> <p>(7) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務(契約係の所管に属するものを除く。)並びに庶務に関すること。</p> <p>企画調整係 (1)～(5) 省略</p> <p>(6)～(8) 省略 情報システム係 省略</p> <p>財務課 財務係 (1)～(5) 省略</p> <p>(6) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務(契約係の所管に属するものを除く。)並びに庶務に関すること。</p> <p>管財係 省略</p> <p>技術部 浄水計画課 事務係 省略 浄水管理係 (1)～(2) 省略 (3) <u>水資源に係る総合調整に関すること。</u> (4)～(8) 省略</p>	<p>(4) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務(契約係の所管に属するものを除く。)並びに庶務に関すること。</p> <p>企画調整係 (1)～(5) 省略 (6) <u>水資源に係る総合調整に関すること。</u> (7)～(9) 省略 情報システム係 省略</p> <p>財務課 財務係 (1)～(5) 省略 (6) <u>資金計画に関すること。</u> (7) <u>企業債、補助金、借入金等による資金調達に関すること。</u> (8) <u>長期貸付金、基金及び出資による権利に関すること。</u> (9) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務(契約係の所管に属するものを除く。)並びに庶務に関すること。</p> <p>管財係 省略</p> <p>技術部 浄水計画課 事務係 省略 浄水管理係 (1)～(2) 省略 (3)～(7) 省略</p>
---	--

<p>計画係 省略</p> <p>施設管理課 省略</p> <p>工務課</p> <p>整備第1係 省略</p> <p>整備第2係 省略</p> <p>管路維持係 省略</p> <p>工事係</p> <p>(1) <u>猪名川浄水場の施設に係る改良工事の実施及び監督に関すること。</u></p> <p>(2) <u>別に定める工事の設計の審査に関すること。</u></p> <p>浄水管理事務所</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>浄水課</p> <p>(1) <u>所管施設（大道取水場、淀川取水場、猪名川浄水場及び尼崎浄水場をいう。第4号及び第5号並びに施設課の項第1号及び第2号において同じ。）に係る取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関すること。</u></p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>(4)及び(5) 省略</p> <p>(6)及び(7) 省略</p> <p>施設課</p> <p>(1) <u>所管施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、浄水課及び技術部各課の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(3) <u>浄水場発生物の有効利用に</u></p>	<p>計画係 省略</p> <p>施設管理課 省略</p> <p>工務課</p> <p>整備第1係 省略</p> <p>整備第2係 省略</p> <p>管路維持係 省略</p> <p>浄水管理事務所</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>所管施設（大道取水場、淀川取水場、猪名川浄水場及び尼崎浄水場をいう。第7号及び第8号において同じ。）に係る取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関すること。</u></p> <p>(5)及び(6) 省略</p> <p>(7) <u>所管施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(8)及び(9) 省略</p> <p>(10) <u>浄水場発生物の有効利用に関すること。</u></p> <p>(11)及び(12) 省略</p>
---	---

<p><u>関すること。</u></p> <p>所管区域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>送水センター</p> <p>事務係 省略</p> <p>送水係</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>所管施設（甲東ポンプ場及び西宮ポンプ場並びに所管区域内の接合井、量水池、受水池、調整池、配水池及び送水ポンプをいう。第8号並びに施設系の項第1号及び第2号において同じ。）の維持管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>所管施設の工事（業務委託を含む。）の設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(9) <u>受送配水流量計（浄水管理事務所の所管に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(10) <u>機械警備に関すること。ただし、技術部各課、場、所の所管に属するものを除く。</u></p> <p>施設係</p> <p>(1) 所管施設の維持管理に関すること。</p>	<p>所管区域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>送水センター</p> <p>事務係 省略</p> <p>送水係</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>施設係</p> <p>(1) 所管施設（甲東ポンプ場及び西宮ポンプ場並びに所管区域内の接合井、量水池、受水池、調整池、配水池及び送水ポンプをいう。以下この項において同</p>
---	---

<p>(2) 所管施設の工事(業務委託を含む。)の設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>所管区域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 猪名川送水路尼崎市及び西宮市境から芦部谷送水路終点並びに神戸送水路から明石市供給点まで(神戸市第三者委託区間を除く。)</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>水質試験所 省略</p>	<p>じ。)の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>所管区域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 猪名川送水路尼崎市及び西宮市境から芦部谷送水路終点並びに神戸送水路終点まで</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>水質試験所 省略</p>
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第3号

阪神水道企業団契約規程及び阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

阪神水道企業団
企業長 吉田 延雄

阪神水道企業団契約規程及び阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程
(阪神水道企業団契約規程の一部改正)

第1条 阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(随意契約によることができる場合の額の範囲)</p> <p>第25条の2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>150万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>80万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>50万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け 30万円</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u></p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が<u>200万円</u>未満の契約をするとき。</p> <p>(6)～(8) 省略</p>	<p>(随意契約によることができる場合の額の範囲)</p> <p>第25条の2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>80万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>40万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>30万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け 30万円</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u></p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>指名競争入札</u>又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が<u>50万円</u>未満の契約をするとき。</p> <p>(6)～(8) 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	
<p>(阪神水道企業団財務規程の一部改正)</p> <p>第2条 阪神水道企業団財務規程(平成26年管理規程第3号)の一部を次のように改正する。</p>	
改正後	改正前
<p>(出納取扱金融機関に対する検査)</p> <p>第9条 地方公営企業法施行令(昭和27年</p>	<p>(出納取扱金融機関に対する検査)</p> <p>第9条 地方公営企業法施行令(昭和27年</p>

<p>政令第403号。以下「令」という。) <u>第22条の4</u>第1項に規定する検査は、毎事業年度1回行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(経営企画課主管帳簿)</p> <p>第16条 <u>総務部経営企画課長</u>(以下「<u>経営企画課長</u>」という。)は、<u>予算、企業債、借入金、出資金等</u>に関する事項を整理するため、次に掲げる帳簿を備える。</p> <p>(1) <u>予算整理簿</u></p> <p>(2) <u>企業債台帳</u></p> <p>(3) <u>借入金台帳</u></p> <p>(4) <u>出資金台帳</u></p> <p>(5) <u>長期貸付金台帳</u></p> <p>2 財務課長は、事業に関する取引を記録し、<u>計算し、及び整理</u>するため、次に掲げる帳簿を備える。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>投資有価証券台帳</u></p> <p>(5) <u>貯蔵品出納簿</u></p> <p>(6) <u>固定資産台帳</u></p> <p>(7) <u>仕訳日計表</u></p> <p>(8) <u>物件借入台帳</u></p> <p>(9) <u>物件貸付台帳</u></p> <p>(10) <u>固定資産貸付台帳</u></p> <p>(11) <u>固定資産借入台帳</u></p> <p>(12) <u>所有有価証券台帳</u></p> <p>3 省略</p> <p>(収入の調定)</p> <p>第26条 収入の調定は、<u>各課長</u>がしなければならない。</p> <p>2 収入の調定をするときは、その根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、</p>	<p>政令第403号。以下「令」という。) <u>第22条の5</u>第1項に規定する検査は、毎事業年度1回行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(経営企画課主管帳簿)</p> <p>第16条 <u>経営企画課長</u>は、<u>予算に関する事項を整理</u>するため、次に掲げる帳簿を備える。</p> <p>(1) <u>予算整理簿</u></p> <p>2 財務課長は、事業に関する取引を記録、<u>計算及び整理並びに企業債、借入金、出資金等</u>に関する事項を整理するため、次に掲げる帳簿を備える。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>企業債台帳</u></p> <p>(5) <u>借入金台帳</u></p> <p>(6) <u>投資有価証券台帳</u></p> <p>(7) <u>出資金台帳</u></p> <p>(8) <u>長期貸付金台帳</u></p> <p>(9) <u>貯蔵品出納簿</u></p> <p>(10) <u>固定資産台帳</u></p> <p>(11) <u>仕訳日計表</u></p> <p>(12) <u>物件借入台帳</u></p> <p>(13) <u>物件貸付台帳</u></p> <p>(14) <u>固定資産貸付台帳</u></p> <p>(15) <u>固定資産借入台帳</u></p> <p>(16) <u>所有有価証券台帳</u></p> <p>3 省略</p> <p>(収入の調定)</p> <p>第26条 収入の調定は、<u>主管課長</u>がなければならない。</p> <p>2 収入の調定をするときは、その根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、</p>
---	---

<p>納入者、振替予定科目等を記載した調定書を作成し、<u>財務課長</u>にその写しを送付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、収入の調定を修正しようとする場合について準用する。</p> <p>(納入通知書及び納付書の発行)</p> <p>第27条 <u>各課長</u>は、前条第2項の<u>決裁後</u>、<u>納入通知書</u>により納入義務者に納入の通知をしなければならない。ただし、次に掲げる収入については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(不納欠損)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 <u>各課長</u>は、不納欠損の処分をしようとするときは、当該債権に係る収入金の調定年月日、金額、収入科目及び調定後の経緯等を記載した調書を作成し、企業長の決裁を受けた後、更正の手続をとらなければならない。</p> <p>(支出の手続)</p> <p>第33条 省略</p> <p>2 <u>各課長</u>は、前項の支出に関する書類の<u>決裁後</u>、<u>財務課長</u>にその写しを送付しなければならない。</p> <p>(前渡金の保管等)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 財務課長又は<u>各課長</u>は、預金通帳、証ひょう書類、前渡金受払簿等につき、随時調査し、又は報告を求めることができる。</p>	<p>納入者等を記載した調定書を作成し、<u>経営企画課長</u>にその写しを送付しなければならない。</p> <p>3 <u>経営企画課長</u>は、前項の規定による調定書の写しの送付を受けた場合は、当該書類により振替伝票を発行し、<u>予算整理簿</u>に記帳しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、収入の調定を修正しようとする場合について準用する。</p> <p>(納入通知書及び納付書の発行)</p> <p>第27条 <u>経営企画課長</u>は、前条第2項の規定による送付を受けたときは、<u>納入通知書</u>により納入義務者に納入の通知をしなければならない。ただし、次に掲げる収入については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(不納欠損)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 <u>主管課長</u>は、不納欠損の処分をしようとするときは、当該債権に係る収入金の調定年月日、金額、収入科目及び調定後の経緯等を記載した調書を作成し、企業長の決裁を受けた後、更正の手続をとらなければならない。</p> <p>(支出の手続)</p> <p>第33条 省略</p> <p>2 <u>経営企画課長</u>は、前項の支出に関する書類に<u>基づいて</u>振替伝票を発行し、<u>予算整理簿</u>に記帳しなければならない。</p> <p>(前渡金の保管等)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 財務課長又は<u>主管課長</u>は、預金通帳、証ひょう書類、前渡金受払簿等につき、随時調査し、又は報告を求めることができる。</p>
---	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第2号

令和7年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和6年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和7年3月25日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

予算第1号

令和6年度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第1条 令和6年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度阪神水道企業団水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) △ 減	(計)
		支 出	
第1款 水道事業費用	18,552,620千円	38,051千円	18,590,671千円
第1項 営業費用	17,376,716千円	38,051千円	17,414,767千円

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,212,481千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額812,385千円、減債積立金2,214,874千円及び損益勘定留保資金7,185,222千円で補てんするものとする。」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) △ 減	(計)
-------	---------	------------------	-------

支 出

第1款 資本的支出	16,433,113千円	△ 155,650千円	16,277,463千円
第1項 建設改良費	12,116,002千円	△ 155,650千円	11,960,352千円

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為のうち、施設維持管理事業及び設備整備事業を次のとおりに改める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
施設維持管理事業	令和6年度から令和7年度まで	543,552
設備整備事業	令和6年度から令和9年度まで	14,774,034

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費中「(1)職員給与費 2,327,947千円」を「(1)職員給与費 2,365,998千円」に改める。

阪神水道企業団告示第3号

令和7年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和7年度阪神水道企業団水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和7年3月25日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

予算第2号

令和7年度
阪神水道企業団水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(給水市名)	(1日平均給水量)	(分賦基本水量)	(給水量)
神戸市	440,442 m ³	160,761,151 m ³	158,027,763 m ³
尼崎市	160,426 m ³	58,555,455 m ³	45,859,032 m ³
西宮市	130,056 m ³	47,470,291 m ³	45,009,650 m ³
芦屋市	28,455 m ³	10,386,113 m ³	9,236,860 m ³
宝塚市	21,000 m ³	7,665,000 m ³	7,665,000 m ³
明石市	9,224 m ³	3,366,720 m ³	3,366,720 m ³
計	789,602 m ³	288,204,730 m ³	269,165,025 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	21,839,455 千円
第1項	営 業 収 益	20,203,326 千円
第2項	営 業 外 収 益	1,261,723 千円
第3項	特 別 利 益	374,406 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	19,849,255 千円
第1項	営 業 費 用	18,920,145 千円
第2項	営 業 外 費 用	549,700 千円
第3項	特 別 損 失	374,410 千円
第4項	予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,330,523 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,086,712 千円、損益勘定留保資金 7,588,364 千円及び繰越利益剰余金処分額 1,655,447 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,204,202 千円
第1項 企 業 債	5,327,000 千円
第2項 出 資 金	508,478 千円
第3項 国 庫 補 助 金	368,721 千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項 工 事 負 担 金	1 千円
第6項 そ の 他 資 本 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	16,534,725 千円
第1項 建 設 改 良 費	12,439,064 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,452,104 千円
第3項 水 利 負 担 金	44,446 千円
第4項 国 庫 補 助 金 返 還 金	106,189 千円
第5項 出 資 金 返 還 金	492,922 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
施設維持管理事業	令和7年度から令和24年度まで	2,701,558
管路整備事業	令和7年度から令和14年度まで	10,234,730
構造物等整備事業	令和7年度から令和10年度まで	1,294,256
設備整備事業	令和7年度から令和10年度まで	10,773,580

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備事業費充当のため
- (2) 限 度 額 5,327,000 千円
- (3) 起債の方法 国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げて借入れをすることができる。
- (4) 利 率 年 5.0%以内
- (5) 償還の方法 借入れの翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更あるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,384,294千円

(2) 交際費 187千円

(構成団体からの補助金)

第10条 水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び児童手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、17,206千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち1,655,447千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、1,022,002千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器具備品	ガスクロマトグラフ質量分析計	一式